

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
岸田 正寿（公印省略）

高齢者施設・事業所の関係者が新型コロナウイルス感染症の  
濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱い等について（改正通知）

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、感染防止対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応」について別添のとおり事務連絡があり、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）が濃厚接触者となった場合の取扱いについて一部改正されました。  
また、無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準についても新たに示されました。

については、同事務連絡に従い、貴所において適切に取り扱われますようお願いいたします（概要は下記のとおり）。

記

【濃厚接触者の待機期間について】

- ・ 濃厚接触者の待機期間は原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者に限り、検査が陰性であった場合、8日を待たずに待機を解除できる。
- ・ 待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行う。（※検査は事業者の費用負担（自費検査）となります。）
- ・ 陽性者と最終接触があった日を0日として翌日から4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い、陰性であれば待機解除。
- ・ 社会機能維持者には、介護施設・事業所の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

【無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準について】

- ・ 無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

（主な修正箇所は太字下線）

担当：施設・事業者指導担当

電話：048-830-3254